使用済みの小型家電を無料回収します

回収された小型家電は破砕・選別などを経て、鉄・アルミ・金・銀・銅・レアメタルなどに再資源化されます。下記の「回収品目一覧」に「R」があるものはリユース(再利用)する場合がございます。※個人情報が無いものに限ります。

11/26由 10時~12時

- ●新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク着用でご来場ください。
- ●新型コロナウイルス感染症の状況、天候等により急な中止となる場合もございます。
- ●1台ずつご案内しますので、係員の指示に従ってください。
- ●車から荷物を降ろす作業は各自行ってください。

●注意事項

- ・個人情報が含まれるものはデータを消去してください。
- ・電池、インク、テープ、ディスクなどは外してください。
- ・スピーカー単体は対象外です。
- ・木製部分の多いものは対象外です。
- ・キーボード、マウス、テンキーは回収しません。(不燃ご みに出してください。)
- ・使い捨てカメラやポラロイドカメラは対象外です。
- ・CRT モニターは有料 (1台につき税込3,300円) で回収 します。 釣銭のいらないようにご用意ください。

今回古着回収はいたしません。ご了承ください。

●場 所 白鷹町役場 駐車場

- ●回収品目 下記のとおり(下記の品以外は回収しません)
- ●回収方法 直接ご持参ください。

【問い合わせ】

美しい郷づくり推進会議・白鷹ごみゼロの日実行委員会 (事務局:町民課くらし環境係 な85-6131)



回収品目一覧

通信機械器具 電話機 (ダイヤル式除く) ファクシミリ 携帯電話・スマートフォン 公衆用 PHS パソコン類 デスクトップ型パソコン本体 ノート型パソコン モニター 一体型パソコン 液晶モニター R タブレット ワープロ インクジェットプリンター R フォトプリンター USBメモリ メモリーカード ハードディスク 基盤 ハブ、ルーター等周辺機器 その他付属品 ケーブル

電子機械器具
ラジオ
ビデオテープレコーダー
DVD プレーヤー、HDD レコーダー
BD プレーヤー、HDD レコーダー
プロジェクター
デジタルオーディオプレーヤー
(フラッシュメモリ、HDD)
テープレコーダー
MD プレーヤー
CD プレーヤー
IC レコーダー
チューナー、アンプ
(ギター、ベースアンプは不可)
CD ラジカセ
(スピーカーー体型コンポ)
電子書籍、電子辞書
カメラ

R

R

デジタルカメラ

スチールカメラ

一眼レフカメラ

フィルムカメラ

ビデオカメラ

カー用品
カーナビゲーションシステム
カーカラーテレビ
カー DVD
カーステレオ
カー CD
カー MD
カーアンプ
カーチューナー
カーラジオ
VICSユニット
ETC車載ユニット
鉛バッテリー (車、バイク、農機具等)
ゲーム機
据置型ゲーム機
携帯型ゲーム機
ミニ電子ゲーム機
ゲーム機用コントローラー
カセット型ソフト
TV チューナー関連
地上デジタルチューナー
CS デジタルチューナー
BS / CS アンテナ
ケーブルテレビ STB

プラグ、ジャック

充電器

アダプター

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について

【問い合わせ】 健康福祉課福祉係 ☎86-0111,

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を支給します。

- ●給付金の支給額:1世帯あたり5万円(住民税非課税世帯、家計急変世帯のどちらか1回限り)
- ●給付金の支給時期:町が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

Ⅰ-1 支給の対象(非課税世帯)

令和4年9月30日において白鷹町に住民登録(住民票)があり、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非 課税の世帯。

※世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている場合は、対象となりません。

I-2 手続き方法(非課税世帯)

世帯の状況により、手続き方法が異なりますが、該当すると思われる世帯には、案内を順次お送りします。

世帯の区分	対象となる世帯、手続き方法
	対象)
	月30日までに転入した者がいない世帯
①「支給のお知らせ」	手続き)・該当する世帯の世帯主あてに、11月中旬より「 <u>支給のお知らせ</u> 」をお送りします。
が届く世帯	・「支給のお知らせ」の内容に変更がない場合は、12月初旬(予定)に振り込みます。
	内容に変更がある場合は、同封している変更等の書類を 11 月 22 日(必着) までに返送し
	てください。
	対象) 令和4年度「 <u>市町村民税均等割が非課税</u> 」の世帯で、①以外の世帯
②「確認書(申請書)」	手続き)・該当する世帯の世帯主あてに、11月下旬より「確認書」をお送りします。
が届く世帯	・必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。12月中旬(予定)より、順次
	振り込みます。
	対象)住民税非課税世帯等臨時特別給付金を白鷹町から受給していない、かつ、世帯の中に
③「申請書」の提出が	令和4年1月2日から9月30日までに町外から転入した方がいる世帯
必要な世帯	手続き)・該当する可能性がある世帯には、「 <u>申請書</u> 」をお送りします。必要事項を記入し、
	必要書類を添付のうえ、 <u>同封の返信用封筒で返送してください</u> 。確認後、順次振り込みます。

Ⅱ-1 支給の対象(家計急変世帯)

令和4年度住民税非課税世帯以外で、予期せぬ収入の減少により令和4年1月以降収入が減少し、世帯全員の年収見込額が住民税非課税相当となった世帯(申請時点で白鷹町に住民票があること)

- ※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。 年収見込額=令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍
- ※住民税非課税となる年間給与収入の目安(一例)

単身の場合:95万円以下、扶養親族(子1人)を扶養している場合138万円以下

- ※定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月での申請は該当しません。
- ※世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている場合は、対象となりません。
- Ⅱ 2 手続き方法(家計急変世帯) 【お問い合わせ】健康福祉課福祉係 ☎86-0111 該当する月の給与明細等、家計急変の状況がわかるものをご準備いただき、お電話にてご相談ください。
- ●確認書・申請書の提出期限 令和5年2月17日(金)まで(必着)

●その他

- ・DVを理由に避難している方や里親に委託された児童で、給付金を受け取ることができる場合がありますので、お問い合わせください。
- ・確認書や申請書の内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。また、意図的に虚偽の 確認をしたり、予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにも関わらず、給付金を受給した場合は 詐欺罪に問われることがあります。

【注意!!】価格高騰緊急支援給付金に関する「特殊詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!